

## 京都府木材産業等高度化推進資金制度運営規程

昭和 54 年 11 月 22 日付け 4 林第 1338 号

最終改正令和 8 年 6 月 30 日付け 8 林第 426 号

### (目的)

第 1 条 この制度は、木材の生産及び流通の合理化を促し、木材供給の円滑化を図るため、木材の生産又は流通を担う事業者に対し、その行う事業の合理化を推進するのに必要な資金及び林業者に対し、その林業経営の改善を推進するのに必要な資金（林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に必要なものに限る。）を低利で融通する措置を講じ、もって木材関連産業及び林業の健全な発展に資することを目的とする。

### (貸付対象者)

第 2 条 取扱金融機関から貸付を受けることができる者は、次のとおりとする。

#### (1) 事業経営改善計画認定者

京都府内に住所を有するアに掲げる者であって、その者の作成する木材の生産又は流通の合理化を図るために別記様式 1 で定める計画（以下「合理化計画」という。）であって生産行程の改善、経営管理の合理化その他事業の経営改善に関する措置を内容とするもの（以下「事業経営改善計画」という。）が適当である旨の知事の認定を受けた者（以下「事業経営改善計画認定者」という。）とする。

#### ア 事業経営改善計画作成者

- (ア) 森林組合又は森林組合連合会
- (イ) 森林所有者（森林法第 2 条第 2 項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）又はその組織する団体
- (ウ) 素材生産業を営む者又はその組織する団体
- (エ) 木材製造業を営む者又はその組織する団体
- (オ) 木材卸売業を営む者又はその組織する団体
- (カ) 木材市場を開設する者又はその組織する団体

イ アの(イ)から(カ)までに掲げる「団体」とは、必ずしも法人格を有することを要しないが、法人格を有しない団体については、おおむね 4 人(次に掲げる者に係るものにあつては 2 人)以上の者をもって構成する同一目的を有する組織体(以下「数人共同の事業体」という。)として存在し、目的、名称、代表者等に関する定めを備えていることが必要である。

- (ア) 第 3 条第 1 項第 1 号のアの素材生産等促進資金を借り受けようとする者（間伐等に係る素材生産、間伐材等の素材又はこれらに係る製品の引取りの事業を計画する者若しくは木材の年間取扱量の合計がおおむね 3,000 立方メートル以上の者に限る。）

- (イ) 第3条第1項第1号のイの新規需要創出資金を借り受けようとする者
- (ウ) 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第3項に規定する登録認証機関の認証を受けた木材製造業を営む者又は1年以内に当該認証を受けることが確実と見込まれる木材製造業を営む者（以下「JAS認証業者等」という。）

ウ アの(イ)から(カ)までに掲げる者で、第3条第1項第1号の事業経営改善合理化資金を借り受けようとする者のうち中小企業等協同組合等の組合及びその連合会並びに数人共同の事業体以外の者（以下「単独事業体」という。）については、次のいずれかを満たしていることが必要である。なお、知事は単独事業体の認定に当たって、木材産業等高度化推進運営協議会の意見を聴いて認定することができるものとする。

- (ア) 木材の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上の事業体（第3条第1項第1号のアの素材生産等促進資金を借り受けようとするアの(イ)から(エ)までに掲げる者にあつては、木材の年間取扱量がおおむね1,500立方メートル以上又は木材の年間取扱量がおおむね1,000立方メートル以上でかつ間伐材等の年間取扱量が木材の年間取扱量のおおむね5割以上で合理化計画期間内に木材の年間取扱量が増加するよう計画し、その達成が確実と見込まれる事業体とする。）

- (イ) 第3条第1項第1号のイの新規需要創出資金を借り受けようとする者にあつては、木材製品の生産量の増加が見込める事業体
- (ウ) 新製品の開発等により木材の需要の拡大に努めている事業体（以下「需要開拓者」という。）
- (エ) 日本農林規格等に関する法律第2条第3項に規定する登録認証機関の認証（製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）のうち、構造用製材に係るものに限る。）を受けた木材製造業を営む者

## (2) 構造改善計画認定者

京都府内に住所を有する(1)のアに掲げる者と次に掲げる者との共同申請に基づき、これらの者の作成する合理化計画であつて事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするもの（以下「構造改善計画」という。）が適当である旨の知事の認定を受けた者（以下「構造改善計画認定者」という。）とする。

- (ア) (1)のアに掲げる者
- (イ) 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で地域林業の振興を図ることを目的とするもの
- (ウ) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第4条第2項第3号の関連業種に属する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）又はその組織する団体
- (エ) ウの「関連業種」とは、次に掲げる業種とする。
  - a 建築工事業
  - b 大工工事業
  - c 家具製造業
  - d バルブ製造業

- e 紙製造業
- f 電気業
- g インテリアデザイン業
- h 設計監理業

(3) 林業経営改善計画認定者

京都府内に住所を有する林業を営む者であって、その者の作成する林業経営の改善を図るために別紙様式1に定める林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等に関する措置を内容とするもの（以下「林業経営改善計画」という。）が適当である旨の知事の認定を受けた者（以下「林業経営改善計画認定者」という。）とする。

(4) 木安法事業計画認定者

木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）第4条の規定による木材安定供給確保事業に関する計画（森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成したものに限る。以下「木安法事業計画」という。）の認定を受けた者とする。

(5) 計画の審査基準等

知事は、合理化計画及び林業経営改善計画の認定及び取り消しに当たっては、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について（昭和54年8月23日付け54林野企第82号農林水産事務次官依命通達）及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（昭和54年8月23日付け54林野企第83号林野庁長官通知）の基準に基づき審査するものとし、木安法事業計画の認定及び取り消しに当たっては、木安法、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行について（平成8年11月1日付け8林野流第105号農林水産事務次官依命通知）及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について（平成8年11月1日付け8林野流第106号林野庁長官通知）の基準に基づき審査するものとする。

なお、標準処理期間は30日とする。

（貸付資金の種類）

第3条 この規程に基づき貸付を行う資金（以下「貸付資金」という。）の種類は、事業経営改善計画認定者、構造改善計画認定者若しくは林業経営改善計画認定者が当該認定に係る合理化を図るためにとるべき措置又は木安法事業計画認定者が木安法事業計画に掲げる事業（以下「合理化措置等」という。）を実施するのに必要な資金で次に掲げるものとする。

(1) 事業経営改善合理化資金

ア 素材生産等促進資金

森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者（素材生産に係るものに限る。）又は数人共同事業体若しくは単独事業体（数人共同の事業体に単独事業体を加えた事業体を含む。以下「数人共同事業体等」という。）が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り（木

材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。)又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金(長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。)であつて、次に掲げるものとする。

(ア) 素材生産を行うのに必要な資金であつて、施業集約化費用、立木購入代金(前渡金、予約金等を含む。)、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。)及び作業委託費

(イ) 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び素材の引取りに必要な輸送費

(ウ) 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び製材等の引取りに必要な輸送費

(エ) 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金(素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。)

なお、(エ)の素材等の加工を行うのに必要な資金の貸付対象者は、(ア)から(ウ)までのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。

#### イ 新規需要創出資金

(ア) 木材の製造に係る事業体であつて(イ)に掲げる木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者が、当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金(長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。)であつて、次に掲げるものとする。

a 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び素材の引取りに必要な輸送費

b 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び製材等の引取りに必要な輸送費

c 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金(素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。)

(イ) 本資金の貸付対象となる木材の新規需要の創出に資する木材製品とは、次に掲げるものであつて、非住宅分野における木材需要の開拓、地域材の利用が低位な部材における地域材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるものとする。

a 製材

b 合板

c 集成材

d 単板積層材

e 防腐、防虫、耐火処理剤

f 直交集成板

g 木質チップ、ペレット

h その他林野庁長官が承認した製品

(2) 木材高度加工資金

ア 次に掲げる木材の製造に係る事業者が木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金、原材料となる素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費（地域材であってJ A S材に係るものに限る。）とする。

(ア) 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上のもの

- a 集成材製造施設
- b 人工乾燥施設
- c 薬剤処理施設
- d プレカット加工施設
- e 廃木材破砕・再生処理施設
- f 製材用省力化設備
- g 合板用省力化設備
- h 木製組立材料製造用省力化設備
- i 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備

(イ) 合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000立方メートル以上のもの

(ウ) 木材J A S製品、乾燥材等の高度加工を行うもの

イ 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づきアの資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。

(ア) 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費

(イ) 素材又は木材製品の引取り及び木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金

ウ 貸付対象者は、契約、協定等に基づき素材若しくは木材製品を引取り、その加工を行うのに必要となる資金又は当該素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な資金を借り受けようとする者とする。

(3) 林業経営改善資金

ア 林業経営高度化推進資金

(ア) 林業を営む者が行う造林に必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資

金の回収期間が1年を超えるものに限る。)であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費とする。

- (イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業者又は知事が認定した中核組合が素材生産を請負わせるのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃とする。

#### イ 伐採・造林一貫作業推進資金

森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。

- (ア) 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）
- (イ) 造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費とする。

#### (4) 木材安定供給資金

木安法事業計画の認定を受けた森林所有者、森林組合、森林組合連合会、素材生産業を営む者若しくはその組織する団体（ア及びウの資金に限る。）、木安法第4条の規定による木材利用事業者等（イ及びウの資金に限る。）、木材卸売業を営む者、木材市場を開設する者若しくはその組織する団体（ウの資金に限る。）、木材の輸送を業として行う者（ウ及びエの資金に限る。）又は木安法第4条の規定による木材製品利用事業者等（ウ及びオの資金に限る。）が木安法事業計画に掲げる事業を実施するために必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。

- ア 素材生産を行うのに必要な資金であって、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「管理経営法」という。）第8条の14第4項の規定により納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な資金を含む。）及び作業委託費。

なお、管理経営法第8条の5第3項の規定による権利設定料を含む。

- イ 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金

- ウ 素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金

- (ア) 素材又は木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費
- (イ) 木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金であって、ICTを活用したデータ

ベース整備費用等及び作業委託費

エ 素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金であって、輸送を行うための作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用

オ 木材製品利用事業を行うのに必要な資金であって、木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費その他の木材製品を加工又は利用するのに必要な資金

（資金の内容及び貸付条件）

第4条 貸付資金の種類毎の資金の内容及び貸付条件は、次の各号に定めるもののほか、別表に定めるとおりとする。

(1) 貸付けの方法

ア 証書貸付け、手形貸付け、当座貸越又は電子記録債権貸付けとする。なお、当座貸越については極度貸付方式とする。

イ 手形期間が貸付期間と異なる手形貸付けに係る利率の適用は、手形書換時に当該時点における新利率を適用する。

(2) 返済の方法

別に指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）の所定の方法による。

(3) 担保及び保証人

取扱金融機関の定めるところによる。

(4) 既往借入金の借換え

この制度による資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えの場合のみ、既往借入金の借換えを行うことができる。

（資金措置）

第5条 知事は、第1条の目的を達成するため、予算で定める範囲において、取扱金融機関に資金の供給を行うものとする。

2 取扱金融機関は、貸付資金の種類毎に別表に定める内容により協調融資を行うものとする。

（申込手続）

第6条 貸付資金の借入申込みの手続きは、次の各号の定めるところによる。

(1) 事業経営改善計画認定者、構造改善計画認定者、林業経営改善計画認定者又は木安法事業計画認定者で貸付資金の貸付けを受けようとする者（以下「借受申込者」という。）は、取扱金融機関に対して当該金融機関の所定の申込書に、知事の認定に係る事業経営改善計画書、構造改善計画書、林業経営改善計画書又は木安法事業計画の写し及び当該資金が合理化措置等に係るものであることを証する書類を添えて申込みを行うものとする。

(2) 借受申込者で農林漁業信用基金の保証を依頼しようとするものは、前号の申込みの際に農林漁業

信用基金の債務保証依頼書を取扱金融機関に提出するものとする。

(農林漁業信用基金による保証)

第7条 取扱金融機関は、農林漁業信用基金による保証の活用等により、貸付資金の貸付けを円滑かつ機動的に行うものとする。

(取扱金融機関の遵守事項)

第8条 取扱金融機関は、この規程による貸付けについては、いかなる名義をもってするを問わず、歩積み・両建てを行ってはならない。

2 取扱金融機関は、知事から合理化計画、林業経営改善計画又は木安法事業計画（以下「合理化計画等」という。）の認定の取消しの通知を受けた場合には、当該事業者に対する貸付資金の貸付けを停止するものとする。

3 取扱金融機関は、知事から合理化計画等の認定の取消しの事由が著しく本制度の趣旨に反する旨の通知を受けた場合には、貸付約定書の定めるところに従い、貸付けを行った貸付資金につきその全部又一部の期限前償還を行わせるものとする。

(報告及び調査)

第9条 取扱金融機関は、上半期（4月1日から9月30日までをいう。）の貸付資金の貸付状況（農林漁業信用基金による債務保証の現状を含む。）を10月15日までに、下半期（10月1日から3月31日までをいう。）の貸付資金の貸付状況を4月15日までに別記様式2の貸付状況報告書により知事に報告するものとする。

2 貸付資金の貸付けを受けたもの（以下「借受者」という。）は、合理化計画等に定める年度終了後2箇月以内（合理化計画等に定める終了の日が3月中にある場合には、4月末日まで）に別記様式3により当該年度の資金の借受額及び借受に係る事業の実績報告書を知事に提出するものとする。

3 知事は、この規程による貸付けに関し、その職員をして取扱金融機関及び借受者について調査させることができる。

(木材産業等高度化推進資金運営協議会)

第10条 知事は、この規程による貸付けを円滑に行うため、木材産業等高度化推進資金運営協議会の活用を図るものとする。

(その他)

第11条 この規程及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法、同施行令（昭和54年政令第205号）及び同施行規則（平成5年農林水産省令第35号）等に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 54 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 19 日付け 30 林第 566 号）

この規程は、平成 30 年 7 月 19 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 13 日付け 30 林第 851 号）

この規程は、平成 31 年 1 月 15 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 2 日付け 2 林第 530 号）

この規程は、令和 2 年 11 月 2 日から施行する。

附 則（令和 8 年 6 月 30 日付け 8 林第 426 号）

この規定は令和 8 年 6 月 30 日から施行する。

別表

資金の種類		貸付限度額	協調倍率	協調倍率の適用対象者	利率		償還期限	
					短期資金	長期資金		
合理化計画のうち事業経営改善計画に基づく資金	1 事業経営改善合理化資金	1億円 特認2億円 素材の年平均生産量 10,000㎡以上 素材の年平均引取量 15,000㎡以上 木材製品の年平均引取量 20,000㎡以上 特認4億円 素材の年平均生産量15,000㎡以上、かつ、経営管理実施権の設定を受けていること又は構想適合事業者であること 素材の年平均引取量 30,000㎡以上 木材製品の年平均引取量 40,000㎡以上 特認5億円 素材及び木材製品の年平均引取量 50,000㎡以上	4倍	単独事業体のうち大規模事業体及び中規模事業体以外の者 単独事業体以外の者	保証なし	2.25%	2.85%	短期資金 1年以内  長期資金 5年以内 据置期間 1年以内
					保証付き	1.85%	2.45%	
			3倍	単独事業体のうち中規模事業体 単独事業体以外の者	保証なし	2.15%	2.65%	
	保証付き	1.75%			2.25%			
	2倍	選定経営体 大規模事業体	保証なし	1.95%	2.20%			
			保証付き	1.55%	1.80%			
新規需要創出資金	1億円	2倍	全ての貸付対象者	保証なし	1.95%	2.20%		
				保証付き	1.55%	1.80%		
合理化計画のうち構造改善計画に基づく資金	2 木材高度加工資金	1億円 特認2億円 J A S材の製造を行う者	2倍	全ての貸付対象者	保証なし	1.95%	2.20%	短期資金 1年以内  長期資金 5年以内 据置期間 1年以内
林業経営改善計画に基づく資金	3 林業経営改善資金	1億5千万円 特認4億円 造林の年間実施面積 500ha以上	4倍	全ての貸付対象者	保証なし	2.25%	2.85%	短期資金 1年以内  長期資金 5年以内 据置期間 1年以内
					保証付き	1.85%	2.45%	
	伐採・造林一貫作業推進資金	2億円 特認4億円 素材の年間平均生産量 10,000㎡以上	3倍	選定経営体以外の者	保証なし	2.15%	2.65%	
					保証付き	1.75%	2.25%	
			2倍	選定経営体	保証なし	1.95%	2.20%	
					保証付き	1.55%	1.80%	
4 木材安定供給資金	3億円 特認4億円 協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定等締結時から5%以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合であっても、借受者の償還が適切に行われると認められること	2倍	全ての貸付対象者	保証なし	1.95%	2.20%		
				保証付き	1.55%	1.80%		

- 備考
- 貸付限度額の特認は、林野庁長官の定める基準に該当し、林野庁長官が特認金額を超えない範囲内で承認した額。
  - 大規模事業体とは、木材の年間取扱量がおおむね10,000㎡以上の事業体をいう。
  - 中規模事業体とは、木材の年間取扱量がおおむね3,000㎡以上の事業体をいう。
  - 選定経営体とは、森林経営管理法第36条及び44条の規定により知事が公表した林業経営体をいう。
  - 貸付利率における保証付きの利率は債務保証（100%機関保証）を利用する場合に適用される。
  - 素材生産等促進資金の貸付限度額における、「経営管理実施権の設定を受けていること」とは、森林経営管理法第37条第4項に規定する林業経営者であることをいい、「構想適合事業者」とは、同法第46条に規定する構想適合事業者をいう。